

COP29とコンプライアンスクレジット市場

主任研究員 桑名 奈美

コンプライアンスクレジットとは

パリ協定で掲げる1.5℃目標（産業革命前比較での世界の平均気温上昇幅）を達成するには、各国でのカーボンプライシング制度（以下、CP制度）の導入が重要だと指摘される。CP制度は、排出量取引や炭素税といった形で温室効果ガスの排出に応じた費用負担を事業者を求めるもので、一部の国ではCP制度における柔軟性措置^{（注1）}として、カーボンクレジットを使うことを認めている。そのうち規制当局による「コンプライアンスクレジット」は、運営主体が大きく①各国・地域、②国連の2つに分けられ、24日に終了したCOP29でも国連主体のクレジットの運用詳細が議論された。

各国のカーボンプライシング制度とコンプライアンスクレジット市場

過去2年程度、多くの国・地域でCP制度の導入・検討が進んでいる（下図）。背景には欧州の炭素国境調整措置（CBAM）があるとも言われ、先進国のみならずASEANなど新興国でもCP制度の導入・検討が進んでいる。そして豪州、中国、韓国、日本などではCP制度の柔軟性措置としてカーボンクレジットの活用を限定的ながら認めている。例えば、豪州ではSGM（セーフガード・メカニズム）というCP制度において、豪州政府が運営主体となるACCUsというカーボンクレジットを購入することで各企業が排出目標を達成することを許容している。現状ではACCUsのように各国が運営主体となるクレジットを柔軟性措置の一つとしてCP制度の設計に織り込む例が目立つが、今後期待されるのが国連主体のクレジットだろう。国連主体のクレジットはパリ協定6条のメカニズムに基づくクレジット（以下、パリ協定クレジット）で、自国内で取り組む排出削減努力に加え、他国から購入したクレジットを自国のNDC（国が決定する貢献）実績に算入することが認められている。それゆえNDCギャップ^{（注2）}が大きい国ではパリ協定クレジットの活用がNDC達成において一つの有効な手段となるのではないかとする声もある。ただし、パリ協定クレジットをNDC達成に活用するには政府による相当調整^{（注3）}の承認が必要で、実務的な運営を前に手続面などで議論が長く続いてきた。各国はパリ協定クレジットのルール合意に向けた進捗を横目に見ながら、自国のCP制度の設計を検討しているとみられる。

COP29を経て

COP29は24日に閉幕し、開催前から注目されていた気候資金^{（注4）}については、先進国と島しょ国などの途上国の間の議論の隔たりが目立ちながらも、先進国から途上国への支援を2035年までに少なくとも年3000億ドルに増やすことで合意がなされた。また、石炭火力発電の廃止時期の明示は見送られた。全般的に合意形成の機運の乏しさが指摘されていたCOP29だが、パリ協定クレジットの売買に関するルールについても10年近い作業期間を経て、ようやく合意がなされた。このルールが売買の実務において使いやすい内容となっているかは今後の評価を待つ必要があるが、各国でカーボンプライシング制度の検討・導入が進む中において、パリ協定クレジットのルールが合意されたことは今後の各国のCP制度の設計においても重要な意味を持つだろう。

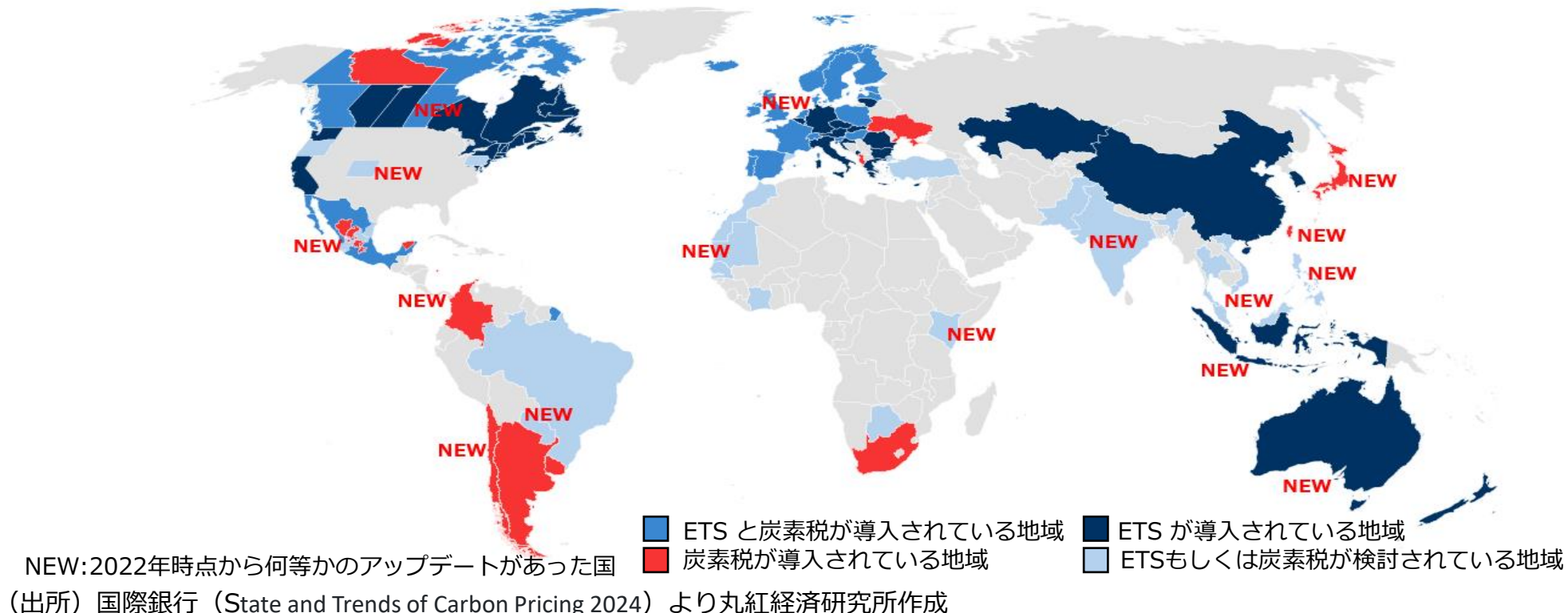
（注1）ここではCP制度において事業者が定められた目標を達成するにあたって、事業者にとって自らの排出削減を行う以外に選択可能な措置を指す

（注2）予想される温室効果ガスの実際の排出量と、パリ協定の目標を達成するために必要と見積られる排出量との差

（注3）クレジットを獲得した国が自国の排出量からクレジット相当量を減算し、クレジットを移転した国が自国の排出量に同量を加算すること

（注4）2025年以降において、温暖化対策で先進国から発展途上国向けに拠出する資金の新たな目標（NCQG）のこと

▽世界のカーボンプライシングの導入・検討状況



(執筆者プロフィール)

栗名 奈美 (Nami Kuwana)

KUWANA-N@marubeni.com

主任研究員

研究分野：LCA、環境・エネルギー政策、鉄鋼、化学

日系金融機関を経て2017年より鉄鋼系シンクタンクにて鉄鋼業の環境・エネルギー政策・技術動向調査などを実施。2023年から丸紅経済研究所。サステナビリティや素材産業の産業政策分析などを担当。LCA学会削減貢献量研究会委員、削減実績量研究会委員。東京大学法学部卒業。

株式会社丸紅経済研究所

〒100-8088 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰属するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。